

福島労発基 0214 第 5 号
令和 4 年 2 月 14 日

各団体の長 殿

福島労働局長



「業務改善助成金」の申請期限延長及び特例コースの新設等
に係る周知・広報について（依頼）

労働行政の運営につきましては、日頃から特段のご理解、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、「業務改善助成金」につきましては、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金ですが、今般、別添1のリーフレット「業務改善助成金（通常コース）のご案内」のとおり、申請期限が令和4年1月31日から令和4年3月31日に延長となりました（20円コースについては、当初予定の通り1月31日で受付終了）。

また、別添2のリーフレット「業務改善助成金特例コース」のご案内とのとおり、特例コースが新設されました。

特例コースは、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が30%以上減少している中小企業事業者（※1）が、令和3年7月16日から令和3年12月31日までの間に、事業場内最低賃金（事業場で最も低い賃金）を30円以上引き上げ（※2）、これから設備投資等を行う場合に、対象経費の範囲を特例的に拡大し（※3）、その費用の一部を助成するものです。

当局におきましては、現在、業務改善助成金の拡充等に係る周知・広報に努めているところですが、貴職におかれましても、業務改善助成金の活用について、添付のリーフレットや厚生労働省のホームページ（下記の二次元コード参照）を参考に、会員事業所等への周知にご協力をいただきますようお願い申し上げます。

※1 引き上げ前の事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業場が対象となります。

※2 期間中に30円未満の引き上げを実施している場合、遡って30円以上となるよう追加の引き上げを行い、その差額を申請時までに支払う場合も含まれます。

※3 一定の要件を満たす場合は、これまで助成対象外であった広告宣伝費や備品等購入費なども助成対象となります。



「業務改善助成金(通常コース)」のご案内

～令和4年3月末まで申請期限を延長します～

『業務改善助成金(通常コース)』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)
などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引上げ



設備投資等



設備投資等に要した
費用の一部を助成

詳しくはHPをご覧ください！



業務改善助成金

検索



概要

※令和4年2月1日以降も申請を受け付けます（※3）

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】 4/5 生産性要件を満たした場合は9/10（※2）
		2~3人	50万円		
		4~6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上（※1）	120万円		
45円コース	45円以上	1人	45万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は4/5（※2）
		2~3人	70万円		
		4~6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上（※1）	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は4/5（※2）
		2~3人	90万円		
		4~6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上（※1）	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は4/5（※2）
		2~3人	150万円		
		4~6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上（※1）	600万円		

（※1）10人以上の上限額区分は、以下の①又は②のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場

②生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

（※2）ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

（※3）20円コースは、令和4年1月31日で受付を終了しています。

○ 助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

助成対象の特例

- ◆ PC、スマホ、タブレットの他、貨物自動車なども生産性向上の効果が認められる場合は対象になります。※
(※) 特例事業者のうち、②生産量要件に該当する場合であって、引上げ額30円以上の場合に限ります。

ご留意頂きたい事項

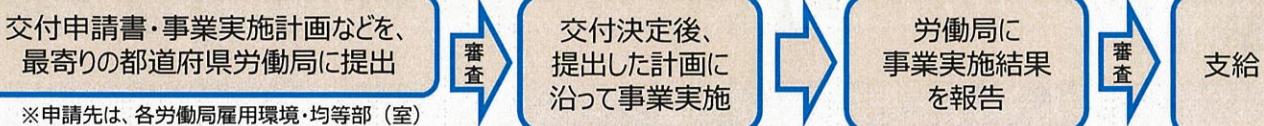
- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ◆ **申請期限は令和4年3月31日までです。**

お問い合わせ先

- ◆ 「**業務改善助成金センター**」まで、お気軽にお問い合わせください。

電話番号 : **03-6388-6155** (受付時間 平日8:30~17:15)

助成金支給までの流れ



働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫

【参考1：令和4年度の業務改善助成金(通常コース)のご案内(予定)】

- ◆ **令和4年度においても、「令和4年2月1日からのコース」を、引き続き実施する予定です。**

(※) ただし、令和4年度予算の成立が前提のため、今後変更される可能性がありますのでご注意ください。

【参考2：業務改善助成金特例コースのご案内】

特例コースの概要

■ 申請期限：令和4年3月31日まで

「業務改善助成金特例コース」とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が30%以上減少している中小企業事業者が、令和3年7月16日から令和3年12月31日までの間に、事業場内最低賃金（事業場で最も低い賃金）を30円以上引き上げ、これから設備投資等を行う場合に、対象経費の範囲を特例的に拡大し（※Bの経費）、その費用の一部を助成するものです。

助成額・助成率

助成率：**3 / 4**

助成上限額：	引上げ 人数	1人	2～ 3人	4～ 6人	7人 以上
	上限額	30万円	50万円	70万円	100万円

助成対象

A 生産向上等に資する設備投資等	機械設備※、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など (※PC、スマホ、タブレットの新規購入、物自動車なども対象)
B 関連する経費※	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

「業務改善助成金特例コース」のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響で、特に業況が厳しい
中小企業事業者を支援する助成金ができました

「業務改善助成金特例コース」とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が30%以上減少している中小企業事業者が、令和3年7月16日から令和3年12月31日までの間に、事業場内最低賃金（事業場で最も低い賃金）を30円以上引き上げ※、これから設備投資等を行う場合に、対象経費の範囲を特例的に拡大し、その費用の一部を助成するものです。

■申請期限：令和4年3月31日まで

※ 賃金引き上げ額が30円に満たない場合でも、申請時までに遡って追加の引き上げを行い、当該差額が支払われた場合は、当該要件に該当するものと取り扱われます。

ここがポイント

業務改善計画全体として生産性向上が認められる場合、生産性向上等に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画において計上された経費（＝関連する経費）についても助成対象として拡充されます。

対象となる事業者（事業場）

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、「売上高または生産量等を示す指標の令和3年4月から同年12月までの間の連續した任意の3か月間の平均値」が、前年または前々年同期に比べ、30%以上減少している事業者
- 令和3年7月16日から同年12月末までの間に事業場内最低賃金を30円以上引き上げていること（引き上げ前の事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業場に限ります。）

支給要件

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 就業規則等により※、引き上げ後の賃金額を事業場の労働者の下限の賃金額とすることを定め、引き上げ後の賃金額を支払っていること
※就業規則等がない場合は、「労働者の下限の賃金額についての申出書」の提出でも認められます。
- 生産性向上等に役立つ設備投資等を行い、その費用を支払うこと
※生産性向上に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画に計上された経費（関連する経費）がある場合は、その費用も支払うことが必要です。

助成額・助成率

助成額	助成率
最大100万円	3/4

※対象経費の合計額×補助率3/4

助成対象

以下Aのほか、業務改善計画に計上されたBも助成の対象となります。

A 生産向上等に資する設備投資等	機械設備※、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など ※PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車なども対象
B 関連する経費※	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

※「関連する経費」は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます

特例コースの活用

ご利用の流れ

「交付申請書・事業実施計画など」を、最寄りの労働局雇用環境・均等部（室）に提出
(締切は令和4年3月31日(木))^{*1}

審査

交付決定後、提出した計画に沿って取り組み^{*2}を実施

労働局に事業実施結果を報告

審査

交付額確定後、労働局に支払請求を提出

支 給

*1 申請期限を延長する場合は、別途お知らせします。
また、予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。

*2 交付決定前に行つた設備投資等は助成対象となりません。

助成額の上限

上限額	引き上げ労働者数	1人	30万円
		2人～3人	50万円
		4人～6人	70万円
		7人以上	100万円

■助成金の要綱・要領や、申請書の記載例を掲載している「申請様式」等は、こちらからダウンロードできます。



[参考]

◆日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫

特例コースの活用例（「関連する経費」の助成対象の拡充）

生産性や労働能率の向上を図るための特例コースの活用例を紹介します。

	デリバリーサービスを拡大	サテライトオフィスを設置
A 生産性向上等に役立つ設備投資等	飲食店でデリバリーサービスを拡大するに当たり、機動的に配送できるデリバリー用3輪バイクを導入	サテライトオフィスを設置し、リモートワークの環境を整備するため、テレワーク関連機器を新たに導入
B 関連する経費	これまでの店舗内飲食だけでなく、さらにデリバリー・サービスを拡大したことを幅広く周知するために、広告宣伝（広告宣伝費）を実施	テレワーク関連機器の導入に合わせて、コピー機、プリンター、事務机・椅子等も導入し、サテライトオフィスの業務環境を整備
成果	配達の効率化とサービス内容の幅広い周知により、多くの顧客を獲得し、生産性が向上	オフィス内の業務環境全体を整備することにより、テレワークの機能性アップや業務効率化が図られ、生産性が向上

お問い合わせ先

業務改善助成金コールセンター

電話番号：03（6388）6155（受付時間 平日8:30～17:15）

ご不明な点やご質問等について、お気軽にお問い合わせください。

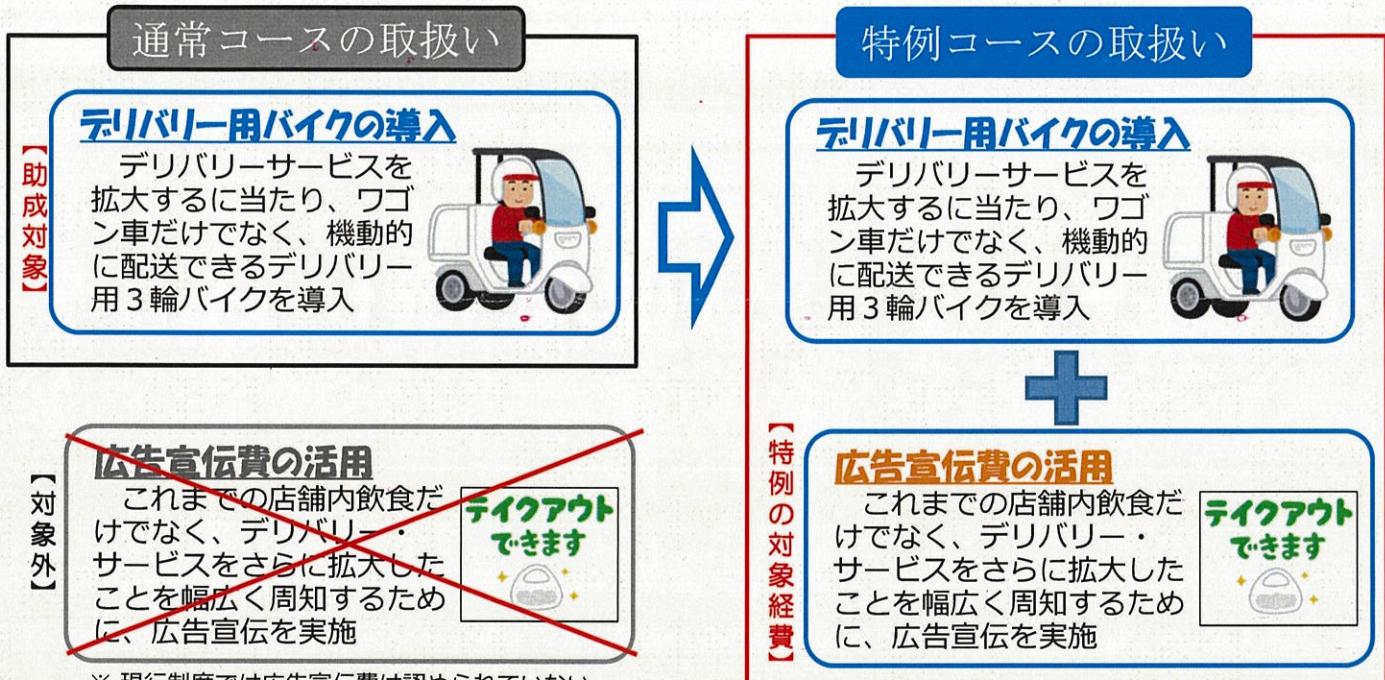
交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です。

業務改善助成金の特例コースの活用例

(「関連する経費」の助成対象の拡充)

<ケース 1>

飲食店において、配達の効率化とサービス内容の幅広い周知により、多くの顧客を獲得し、生産性が向上した例



<ケース 2>

サテライトオフィス内の業務環境全体を整備することにより、テレワークの機能性アップや業務の効率化が図られ、生産性が向上した例

